

## 新宿区が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新宿区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書を適用する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(適用する工事の要件)

第2条 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置要件は、以下のすべてに該当する場合とする。兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む。以下同じ。）も対象とする。

- (1) 法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、法施行令第28条で定める監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 兼務する他の工事現場が区内である又は工事現場の相互の距離が5km程度であること。
- (4) 特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上、当該特例監理技術者の兼務を希望する事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者を配置することができない。

- (1) 兼務する工事のどちらかが維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）であるとき。
- (2) 新宿区における低入札価格調査制度実施要綱（平成14年6月10日付け14新総財第227号）第11条第1号の規定により、落札者の決定を行った工事であるとき。
- (3) 新宿区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成30年3月8日付け29新総契契

第3112号) 第16条第1項の規定により、落札者の決定を行う工事であって、兼務を認めることで適正な施工が困難になると区長が認める工事であるとき。

- (4) 特例監理技術者が現場代理人を兼ねることとなるとき。
- (5) 特例監理技術者の配置を希望する事業者の前年度又は当該年度における工事成績評価(新宿区工事成績評価要綱(平成30年3月8日付け29新総施営第804号)第1条に規定する工事成績評価をいう。)に60点未満の評価があるとき。
- (6) 共同企業体(複数の企業等が、一つの工事を受注及び施工することを目的として形成する事業組織をいう。)により施工する工事であって、兼務を認めることで適正な施工が困難になると区長が認める工事であるとき。
- (7) 高度な技術を要する工事又は施工上相当の困難を伴うと区長が認める工事であるとき。
- (8) 特例監理技術者の配置を予定している他の工事に応じて、兼務を認めることで適正な施工が困難になると区長が認める工事であるとき。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の特例監理技術者が兼務することができる工事の数は、2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

(特例監理技術者の兼務手続)

第4条 区長は、特例監理技術者の兼務を希望する事業者に対して、入札参加の希望申請時に、電子調達システムを通じて、特例監理技術者の配置予定に関する申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び兼務する工事に関する資料(詳細は申請書による。)の提出を求めるものとする。この場合において、電子調達システムにより難しいときは、持参又は郵送等による提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により事業者が兼務を希望することができる特例監理技術者は、兼務を希望する工事の案件が公表された時点において、既に履行中の他の工事に従事している者に限る。
- 3 区長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合は、特例監理技術者の兼務の可否について遅滞なく事業者に通知しなければならない。
- 4 区長は、区が既に発注した工事に配置されている技術者が、特例監理技術者として他の工事(区が発注する工事以外の工事も含む。)を兼務しようとする場合は、当該工事を受注している事業者に対して、申請書の提出を求めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年1月4日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。